

# 福祉用具貸与

# 福祉用具貸与

## 現状・課題

### 1. 福祉用具に関する基本的な考え方

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担うものである。また、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。【参考資料P1】

### 2. 福祉用具の貸与価格について

- 福祉用具貸与の価格は、貸与事業者が運営規程において定めているが、その設定に当たっては、通常、商品（例：A社の車いすa）の本体価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれている。
- しかしながら、貸与価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在しているとの指摘があり、これまでも、
  - ・ 平成21年8月より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一商品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能とすること
  - ・ 平成26年3月より、（公財）テクノエイド協会が国保連合会から、種目別の全国平均価格と全国最頻価格（実勢価格）の提供を受け、商品情報と合わせてホームページ上で公開すること等の取組を行ってきた。【参考資料P11、12】
- また、一部の自治体においては、福祉用具貸与の適正化のため独自に価格を公表するなどの取組を行っている。【参考資料P13】

# 福祉用具貸与

## 現状・課題

### 3. 社会保障審議会介護保険部会における議論等について

- 昨年12月9日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、福祉用具の給付のあり方について、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記されたところである。
- 具体的には、適切な貸与価格を確保する等の観点から、以下の内容が盛り込まれたところである。
  - ・ 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
  - ・ 福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。
  - ・ 貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。 【参考資料P19】
- また、昨年12月19日には、平成29年度予算の編成過程における大臣折衝において、貸与価格の上限については「全国平均貸与価格＋1標準偏差」とすることとされたほか、その施行日については平成30年10月（機能や価格帯の異なる複数商品を提示することは30年4月）となったところである。 【参考資料P20、21】
- このため、今後、国保連合会等とも連携を図りながら、介護給付費データに基づき、商品ごとに、全国平均貸与価格の算出や貸与価格の上限設定等を行うこととしている。 【参考資料P22】

# 福祉用具貸与

## 論点

- 適切な貸与価格を確保していくため、商品ごとに、貸与価格の上限設定（全国平均貸与価格＋1標準偏差）等を行うこととしているが、その運用に当たって、どのような点に留意していくべきと考えるか。
- 利用者が適切に福祉用具を選択していくため、福祉用具専門相談員が機能等の異なる複数の商品を提示することや、福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとしているが、その運用に当たって、どのような点に留意していくべきと考えるか。